

「米子市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」改正素案
についてご意見をお寄せください

米子市では、人権課題が複雑化・多様化するとともに、インターネットやSNSによる誹謗中傷や各種ハラスメントなど新たな人権課題が生じている現状を踏まえ、人権侵害のない真に人権が尊重される社会の実現に向けた取組をさらに強力に推進するため、「米子市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」の改正作業を進めています。
このたび、改正素案をまとめましたので、市民の皆さんからのご意見を募集します。

1 意見の募集期間

令和7年10月1日(水曜日)から10月29日(水曜日)まで

2 意見を提出できる方

市内に居住又は通勤、通学している方

市内に事務所などのある個人又は法人もしくはその他の団体の方

3 意見の提出方法

ご意見は別記意見様式に必要事項を記入の上、次のいずれかの方法で提出してください。

① 郵送 郵送先 〒683-0811 米子市錦町一丁目139番地3

米子市人権政策課 人権啓発担当 宛

② 持参 米子市福祉保健総合センター ふれあいの里 2階 人権政策課

③ 電子メール jinkenseisaku@city.yonago.lg.jp

④ FAX 0859-37-3184

※ 障がいのある方等で前述の方法による提出が困難な場合には、ご相談ください。

4 資料の閲覧及び意見様式入手場所

■ 米子市福祉保健総合センター ふれあいの里 2階人権政策課

■ 米子市役所本庁舎 1階総合案内

■ 米子市淀江支所 1階地域生活課

■ 市内各公民館

5 お問い合わせ先

総合政策部 人権政策課 人権啓発担当

電話:(0859)23-5415

※ 電子申請でも提出できます。

電子申請 QR コード⇒



「米子市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」
改正素案に対する意見様式

令和7年10月 日

[illegible]

※法人その他の団体の場合は、「住所」欄に事務所の所在地、「氏名」欄に名称及び代表者の氏名をご記入ください。

※いただいた個人情報は、必要に応じ、意見の内容等を確認することを目的に使用するものであり、目的外の使用はいたしません。